

STマーク使用許諾契約者各位

平成 21 年 1 月 29 日  
日本玩具協会

下記について連絡致します。

【1. 「玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱」の改定】

1. 「玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱」を別紙 1 のとおり改定する。  
(別紙 1 の「下線」は追加部分、「二重取消線」は削除部分を示しています。)
2. 平成 21 年 4 月 1 日から、改定・実施する。

(説明)

1. 平成 21 年 4 月 1 日より、化学技術戦略推進機構・高分子試験評価センター大阪事業所で受託している S T 検査を東京事業所に集約することに伴う「制度要綱」の改定。
2. なお、高分子センター・大阪事業所の行う S T 基準第 3 部（化学的特性）の検査結果については、他の S T 検査機関（日本文化用品安全試験所）において受入を認めることとする。（海外の検査機関（CMA 等）と同様の扱いとなる。）

【2. S T 基準第 3 部（化学的特性）の改定】

1. S T 基準第 3 部（化学的特性）について、①着色料の比較標準液の作成方法  
②ホルムアルデヒド規制に係る繊維製玩具の表現振りについて、別紙 2 のとおり改定を行う。  
(別紙 2 の「下線」は追加部分、「二重取消線」は削除部分を示しています。)
2. 平成 21 年 1 月 27 日付で改定し、平成 21 年 2 月 1 日から実施する。

なお、本件改定は、数値の整合・表現振りに関するもので、内容についての変更はありません。

(説明)

1. 着色料の比較標準液関係

S T基準では、着色料の比較標準液（赤・青・黄）の作成は、使用する試料の重量を小数点以下三桁で規定しているが、食品衛生法の規格基準では、小数点以下二桁で規定している。

作成される比較標準液はほとんど同じであるが、数値的には僅かの違いがあるため、検査機関はそれぞれの比較標準液を作成している。

検査機関の比較標準液作成の負担を軽減するため、S T基準において比較標準液の作成を食衛法の規格基準に合わせることとする。

2. ホルムアルデヒド関係

現行のS T基準は、「直接身体と接触する下着、寝衣、手袋及び靴下等の纖維製品（出生後24月以内の乳幼児用のものを除く）及び足袋、かつら、つけまつげ、つけひげ、靴下止めに使用される接着剤」という表現になっている。

これは、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」の文言をそのままS T基準に転用して使っているため、「纖維製の衣料等」が規制対象であると間違える可能性がある。

このため、「纖維製の玩具」を対象としていることが明確になるよう改定する。

## 別紙1

### 玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱（改定案）

#### 【検査機関の割当】

第 8 条 協会は、S Tマーク使用許諾契約ごとに、当該S Tマーク使用許諾契約に係る玩具についてのS T基準適合検査を実施する指定検査機関を指定するものとする。

2. 前項の指定は、S Tマーク使用許諾契約の契約番号中のアルファベットに対応して下表のとおりとする。

なお、S Tマーク使用許諾契約者の間で合併等の事由により、一の使用許諾契約者が複数の契約記号を有することになる場合は、協会が別に指示するところによる。

契約番号中の アルファベット	名 称	連絡先
A・E・M D・K・T	(財)日本文化用品安全試験所	〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4
B	(財)日本文化用品安全試験所 大阪事業所	〒546-0031 大阪府大阪市東住吉区田辺 3-19-14
C・P・V J	(財)化学技術戦略推進機構 高分子試験・評価センター	〒111-0052 東京都台東区柳橋 2-22-13
C	(財)化学技術戦略推進機構 高分子試験・評価センター 大阪事業所	〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中 1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内
R	(財)化学物質評価研究機構 東京事業所	〒345-0043 埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野 1600 番

#### 第 9 条 及び 第 10 条 (略)

#### 【国内又は海外の検査機関の実施した検査結果の受入れ】

第 11 条 協会は、指定検査機関以外の国内の検査機関又は海外の検査機関を指定して、当該指定機関がS T基準の一部（S T基準第3部「化学的特性」に限る。）について基準適合検査を行うことを認め、検査の日から1年以内に限り、当該検査機関の行う検査の結果を、指定検査機関の検査結果として受入れるものとする。

2. 前項の海外の検査機関の指定は、下記のとおりとする。

	名 称	連絡先
	Hong Kong Standards and Testing Center	10, Dai Wang Street, Tai Po Industrial Estate, NT, Hong Kong, China

	CMA Industrial Development Foundations Limited	Room 1302, Yan Hing Center, 9-13 Wong Chuk Yeung Street, Fo Tan, N.T. Hong Kong
	(財)化学技術戦略推進機構 高分子試験・評価センター 大阪事業所	〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中 1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内

3. 指定検査機関は、その実施するS T基準適合検査において、検査の申請者から、第1項の海外検査機関の実施した検査結果の提出があったときは、当該検査結果に係る検査を省略するものとする。
4. 第1項海外の検査機関の実施した検査結果を指定検査機関に提出する場合にあっては、検査の申請者は、指定検査機関が、当該検査結果をS T基準適合検査のための資料として円滑に事務処理をすることができるよう、必要な注意を払わなければならない。
5. 第9条第1項及び第2項並びに第10条の規定は、第1項の海外検査機関に準用する。

(付則 平成21年4月1日施行)

この改定(制度要綱第8条・第11条の改定)は、平成21年4月1日から施行する。

## 別紙2

# S T基準（第3部化学的特性）改定案

## 1. 子どもの健康に有害となるおそれのある物質に関する要求事項

1.1 ~1.5 (略)

1.6 おもちゃに用いられた繊維製品 (略)

1.6.1 出生後24月以内の乳幼児用のおもちゃに用いられる繊維製品 (略)

1.6.2 ~~直接身体と接触する下着、寝衣、手袋及び靴下等の繊維製品（出生後24月以内の乳幼児用のものを除く）及び足袋、かつら、つけまつげ、つけひげ、靴下止めに使用される接着剤~~

1.6.2 24月を超える子供を対象とする繊維製玩具であって、皮膚に接触して使用するもの、並びに、子供が着用する玩具のかつら、つけまつげ、つけひげ又は靴下止めに使用される接着剤

(以下、略)

1.7 ~ 1.12 (略)

## 2. 試験方法

2.1 着色料の溶出に関する試験方法

(1) ~ (3) (略)

(4) 比較標準液の調製

①赤色系

[原液の調製]

~~特級塩化コバルト ( $\text{CoCl}_2 \cdot 6\text{H}_2\text{O}$ ) 3.96g を正確に量り採り、水で溶かした後、メスフラスコに移し更に水を加えて 50ml とする。~~

塩化コバルト(II)六水和物  $\text{CoCl}_2 \cdot 6\text{H}_2\text{O}$  [K8129、特級] 5.0gを量り、水に溶かして 100ml とする。

[比較標準液の調製]

~~原液 6ml を正確にメスフラスコに量り採り、水を加えて 1000ml としたものを赤色系の比較標準液とする。~~

原液 1ml に、水を加えて 100ml としたものを比較標準液とする。

②黄色系

[原液の調製]

~~特級クロム酸カリウム ( $\text{K}_2\text{CrO}_4$ ) 0.388g を正確に量り採り、水で溶かした後、メスフラスコに移し更に水を加えて 100ml とする。~~

クロム酸カリウム  $\text{K}_2\text{CrO}_4$  [K8312、特級] 0.16gを量り、水に溶かして 100ml とする。

[比較標準液の調製]

~~原液 4ml を正確にメスフラスコに量り採り、水を加えて 1000ml としたものを黄色系の比較標準液とする。~~

原液 1ml に、水を加えて 100ml としたものを比較標準液とする。

③青色系

[原液の調製]

~~特級硫酸銅 ( $CuSO_4 \cdot 5H_2O$ ) 20.8 g を正確に量り採り、水で溶かした後、メスフラスコに移し更に水を加えて 250ml とする。~~

硫酸銅 (II) 五水和物  $CuSO_4 \cdot 5H_2O$  [K8983、特級] 25gを量り、水に溶かして 100ml とする。

[比較標準液の調製]

~~原液 30ml を正確にメスフラスコに量り採り、水を加えて 1000ml としたものを青色系の比較標準液とする。~~

原液 1ml に、水を加えて 100ml としたものを比較標準液とする。

2.2 ~ 2.7 (略)

2.8 ホルムアルデヒドの試験方法

(1) 試験方法

① 出生後 2~4 月以内の乳幼児のおもちゃに用いられる繊維製品

(以下、略)

② ~~直接身体と接触する下着、寝衣、手袋及び靴下等の繊維製品（出生後 2~4 月以内の乳幼児用のものを除く）及び足袋、かつら、つけまつげ、つけひげ、靴下止めに使用される接着剤~~

② 24 月を超える子供を対象とする繊維製玩具であって、皮膚に接触して使用するもの、並びに、子供が着用する玩具のかつら、つけまつげ、つけひげ又は靴下止めに使用される接着剤

附則

この改定（着色料の比較標準液関係及びホルムアルデヒド関係）は、平成 21 年 1 月 27 日に改定し、平成 21 年 2 月 1 日から実施する。